

## 愛知県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.3E-3	2.1E+0	1.4E+2	144.3
64	エトフェンプロックス	1.2E+2	6.6E+1	3.1E+1	6.6E+1	285.5
117	テブコナゾール				1.2E+1	11.6
139	トラロメトリン			5.6E+1	5.7E+0	61.8
140	フェンプロパトリン			1.9E+1		19.1
153	テトラメトリン	1.1E+3	1.1E+1	1.0E+3	3.2E-1	2,077.7
181	ジクロロベンゼン	2.0E+3	9.2E+2			2,926.8
225	トリクロルホン		1.9E+1			19.5
248	ダイアジノン		2.9E+0			2.9
251	フェニトロチオン		5.5E+2	1.6E+1	2.7E-1	564.7
252	フェンチオン	2.5E+1	2.8E+2			306.2
256	デカン酸				1.3E+1	12.8
350	ベルメトリン	7.3E+1	1.5E+2	7.5E+1	1.9E+2	493.1
405	ほう素化合物		1.9E+0	9.0E+1	8.0E+0	100.3
427	カルバリル			7.5E+2		745.8
428	フェノプカルブ			5.5E+2	5.2E+2	1,072.7
457	ジクロールボス	4.9E+2	2.5E+3			3,033.6
合 計		3.8E+3	4.5E+3	2.6E+3	9.6E+2	11878.5

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等